

第2章 清掃事業課、各清掃事務所・事業所

第1節 清掃事業計画の概要

1 大田区一般廃棄物処理基本計画（概要） 平成28年3月策定

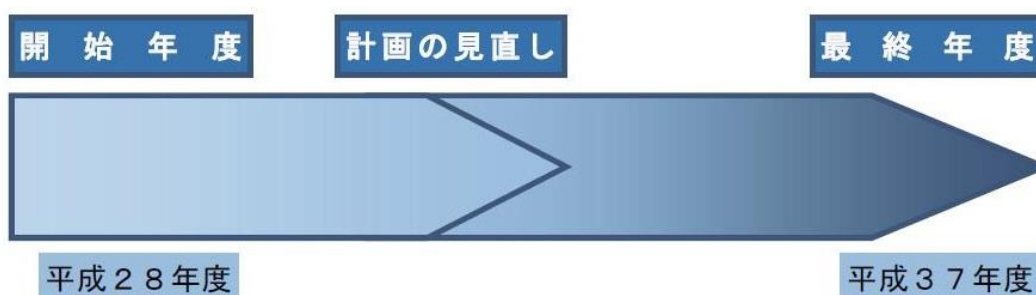
1 計画の目的と位置づけ、計画期間

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」といいます。）第6条第1項では、市区町村が一般廃棄物処理計画を定めることを義務づけており、本計画は同法施行規則第1条の3に定める基本計画に該当する法定計画です。国の「第四次環境基本計画」「第三次循環型社会形成推進基本計画」や廃棄物処理法を中心とした各種法規制、東京都における「東京都廃棄物処理計画」などとの整合を図って策定しています。

「大田区基本構想」に即した10か年の基本計画である「おおた未来プラン10年（後期）」※（以下、「未来プラン」といいます。）に掲げる施策のひとつである「ごみのない循環のまちをつくります」を具体化する計画とし、「大田区環境基本計画」との整合を図って策定しています。

平成23年3月策定の「大田区一般廃棄物処理基本計画」（以下、「前計画」といいます。）では、「本計画の5年目にあたる平成27年度において進捗評価と見直しを行います」と明記しています。今回、平成28年度から平成37年度（令和7年度）までを計画期間として策定しました。

本計画の計画期間



2 基本理念と方針

国の「第三次循環型社会形成推進基本計画」では、世界的な資源制約に対応するため「循環の質」に着目すること、東日本大震災を踏まえて「環境保全と安全・安心」を確保することを掲げています。

「未来プラン」では、10年後のめざす姿を「区民・事業者・区がそれぞれの役割と責任を認識し、ごみを出さない・つぐらない工夫が日常生活や事業活動などで定着しています」としており、3Rの推進に向けた更なる取り組みが求められています。

前計画では、「区民、事業者、行政が連携し、3つのRで目指す—ごみをつぐらないまち・おた—」を基本理念としていました。本計画では、現状の課題を解決するため、「3つのR」に「適正処理」の概念を加えて、「区民、事業者、区が連携して目指す循環型社会の実現」を基本理念とします。

区民、事業者、区が連携して目指す循環型社会の実現

【基本方針1】 3Rの推進

国の「第三次循環型社会形成推進基本計画」では、リサイクルに先立って「発生抑制（Reduce、リデュース）」「再使用（Reuse、リユース）」（以下、「2R」といいます。）を可能な限り推進することとしています。2Rを推進する主体は区民・事業者等です。区民一人ひとり、事業者一社一社の取り組みを促進するため、区は2Rの推進や普及啓発に取り組めます。

2Rを推進した上で発生した不用物については、「再生利用（Recycle、リサイクル）」が必要です。費用対効果や環境負荷の低減効果を考慮し、水平リサイクル※のような可能な限り質の高いリサイクルに取り組めます。

※水平リサイクルとは、ペットボトルからペットボトルを再生するように、同じ品質のものにリサイクルすることです。

【基本方針2】 適正処理の推進

3Rを推進した上で、なお、ごみになってしまったものについては、環境に負荷を与えないように適正に処理をしなければなりません。区は、区民が安心して快適に暮らせるよう、ごみの収集・運搬体制を整備します。平常時のみならず災害時においても、公衆衛生と環境保全を確保するよう取り組めます。区民はもちろんのこと、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの来訪者が快適に過ごせるよう、集積所の美化など街の美観の向上に取り組めます。

【基本方針3】 協働の推進

循環型社会を実現するためには、区民・事業者・区がそれぞれの役割と責任を担い、行動することが重要になります。区は、区民や事業者に対してさまざまな情報を提供するだけでなく、三者間の情報交流を図り、区民や事業者の意見を清掃・リサイクル事業に反映します。

3 計画指標

本計画は、「未来プラン」における施策のひとつである「ごみのない循環のまちをつくれます」を具体化する計画であり、「未来プラン」に掲げた目標である、平成12年度比で平成30年度は区収集ごみ量の30%減、リサイクル率30%という達成を目指します。

「未来プラン」のモノサシ（指標）と目標値

モノサシ（指標）	平成30年度の目標値
区収集ごみ量	12万2千 t（平成12年度比30%削減）
リサイクル率	30%

区収集ごみ量

区収集ごみ量については、人口の増減に大きな影響を受けます。区の人口推計は、「未来プラン」において平成30年の人口を70万9千人と推計していますが、平成30年4月時点の人口は、その推計を上回る72万6千人となっています。

こうした中で、区民一人ひとりが区収集ごみ量の削減に、より一層取り組んだとしても、人口増によって区収集ごみ量の総量が減少しない可能性があります。そこで、人口の増減に左右されることなく、区民にとってよりわかりやすく、一人ひとりの取り組みの成果が見えやすい指標にするため、本計画では区収集ごみ量の指標を1人1日あたりの量とします。

リサイクル率

発生抑制・再使用や事業者によるリサイクル（新聞販売店回収、店頭回収、事業系ごみリサイクルなど）は、消費者の努力や拡大生産者責任※に基づいて行われる理想的なリサイクルです。これらの民間の取り組みの成果は、区が示すリサイクル率には反映されていません。したがって、2Rや事業者によるリサイクルという理想的な資源循環が進むと、行政コストは削減されることとなりますが、リサイクル率は減少することになります。

※拡大生産者責任とは、製造者や販売者が製品の廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという考え方で、具体的には、製造者や販売者が不用になった製品を回収、リサイクルし、その費用を負担することです。

一般廃棄物処理基本計画では、計画指標として次の指標を設定します。

計画指標1 区民1人1日あたりのごみと資源の総量

「区民1人1日あたりのごみと資源の総量」は、区が関与するごみ（区収集ごみ）と資源の総量を、区民1人1日あたりの量に換算したものです。この指標は、2Rや事業者によるリサイクルの結果を受けて減少します。基本方針でも述べたように、本区では2Rを重視する観点から、これを新たな計画指標とします。特に、ごみの減量を推進するにあたって、区民1人1日あたりの区収集ごみ量を減らしていくことが重要です。

「区民1人1日あたりのごみと資源の総量」は、次の式で算定します。

区民1人1日あたりのごみと資源の総量＝

$(W + R1 + R2 + R3) \div \text{人口（各年度10月1日）} \div \text{年間日数}$

W : 区収集ごみ量

R1 : 行政回収資源量

R2 : 集団回収資源量

R3 : 小型家電リサイクル事業等による回収資源量（拠点回収・ピックアップ回収）

計画指標2 区民1人1日あたりの区収集ごみ量

「区民1人1日あたりの区収集ごみ量」は、家庭と集積所を利用する小規模な事業所から排出される区収集ごみ量の合計を、区民1人1日あたりの量に換算したものです。この指標は、2Rや事業者によるリサイクルに加えて、行政回収や集団回収の結果を受けて減少します。

「区民1人1日あたりの区収集ごみ量」は、次の式で算定します。

区民1人1日あたりの区収集ごみ量＝

$\text{区収集ごみ量} \div \text{人口（各年度10月1日）} \div \text{年間日数}$

計画目標を次のように設定します。

区民1人1日あたりのごみと資源の総量は、平成30年度は660g(平成12年度比28%削減)、平成37年度(令和7年度)は640g(平成12年度比30%削減)とします。

区民1人1日あたりの区収集ごみ量は、平成30年度は512g(平成12年度比30%削減)、平成37年度(令和7年度)は471g(平成12年度比36%削減)とします。

計画目標の設定

指標名	項目	平成26年度	平成30年度	平成37年度
計画指標1 区民1人1日あたりのごみと資源の総量	量(g/人日)	662	660	640
	平成12年度比削減率	27%	28%	30%
計画指標2 区民1人1日あたりの区収集ごみ量	量(g/人日)	524	512	471
	平成12年度比削減率	28%	30%	36%

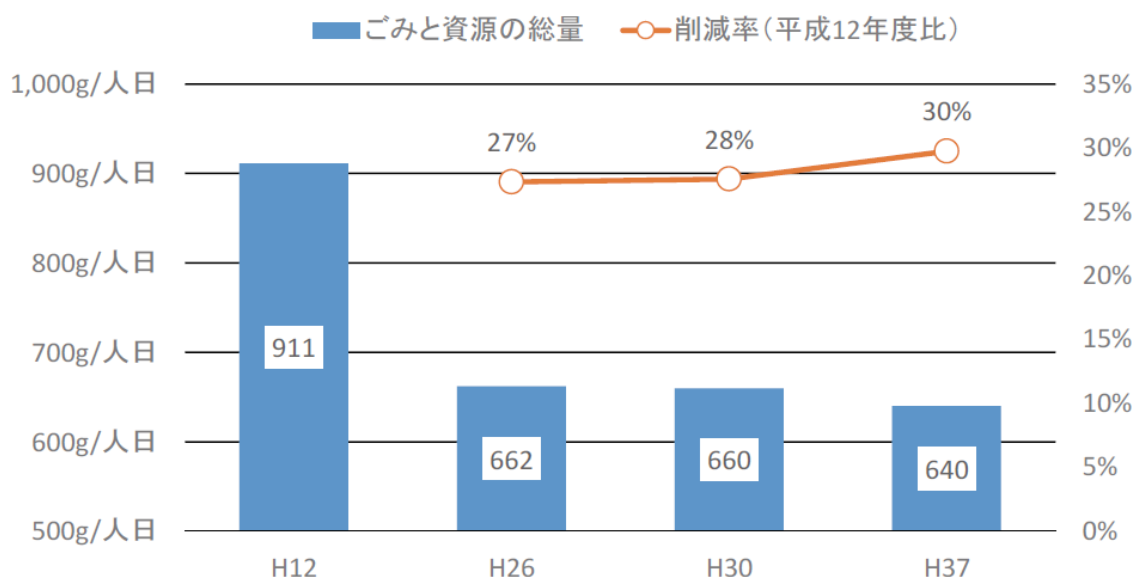
目標を達成するためには、発生抑制・再利用に取り組むことが重要ですが、可燃ごみに15.4%含まれている紙類やペットボトルなどの資源物を、適正に資源として分別するだけでもごみ量を減らすことができます。また、不燃ごみや粗大ごみに含まれる資源物をリサイクルすることが必要です。

計画目標を達成した場合のごみ・資源量は次のとおりです。

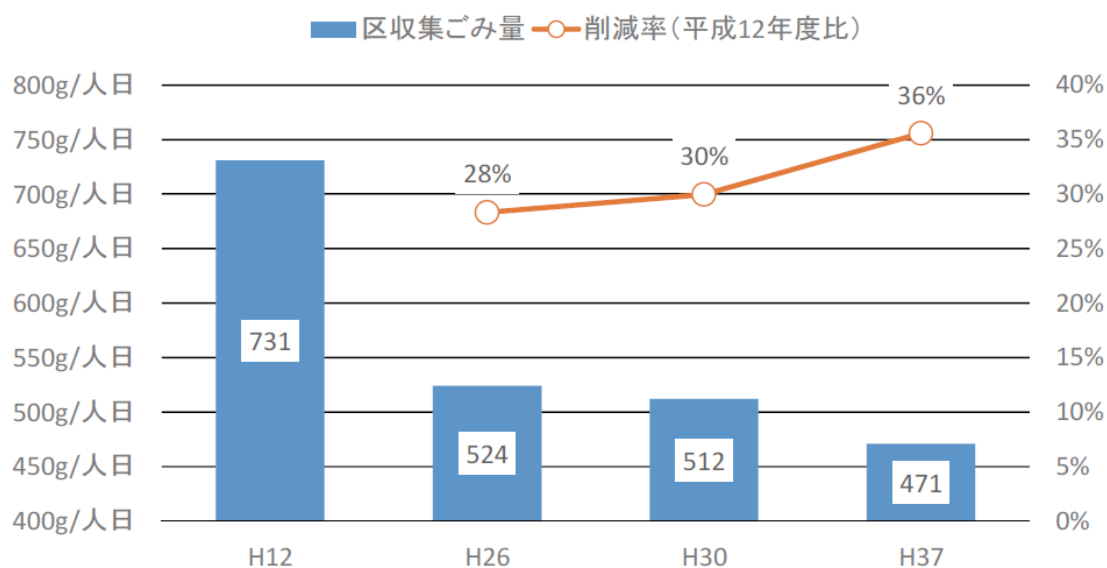
目標とするごみ・資源量

	量(t/年)			区民1人1日あたり(g/人日)		
	区収集ごみ量	資源量	ごみと資源の総量	区収集ごみ量	資源量	ごみと資源の総量
H26	135,212	35,657	170,869	524	138	662
H27	136,150	36,363	172,513	522	140	662
H28	135,229	37,096	172,325	519	142	661
H29	135,006	38,017	173,023	515	145	660
H30	134,761	38,934	173,695	512	148	660
H31	134,261	40,019	174,280	506	151	657
H32	132,975	40,894	173,869	500	154	654
H33	131,965	41,855	173,820	494	157	651
H34	130,845	42,791	173,636	488	160	648
H35	129,978	43,818	173,796	483	163	646
H36	128,284	44,587	172,871	477	166	643
H37	126,852	45,445	172,297	471	169	640

目標を達成した場合の区民1人1日あたりのごみと資源の総量と削減率



目標を達成した場合の区民1人1日あたりの区収集ごみ量と削減率



目標を達成した場合の平成37年度(令和7年度)の区民1人1日あたりの区収集ごみ量は471gで、平成26年度の524gと比べて53gの減量となります。そこで、区のごみ減量のキャッチフレーズを次のように掲げます。

「できることから53(ごみ)g減量！」

大田区では、10年後の区民1人1日あたりのごみ量を53(ごみ)g減らします。

2 令和2年度一般廃棄物の処理に関する計画

大田区告示第349号

大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成11年大田区条例第36号。以下「条例」という。）第31条第1項及び大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する規則（平成12年大田区規則第68号。以下「規則」という。）第14条の規定に基づき、令和2年度の一般廃棄物の処理に関する計画を次のとおり告示する。

令和2年4月1日

大田区長 松原 忠義

令和2年度大田区一般廃棄物処理実施計画

- 1 施行区域 大田区の区域
- 2 一般廃棄物の年間処理量の見込み

(1) ごみ 232,084 トン (日量 636 トン)

	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	計
家庭廃棄物	105,508トン	5,609トン	7,163トン	118,280トン
事業系 一般廃棄物	110,213トン	3,591トン		113,804トン
計	215,721トン	9,200トン	7,163トン	232,084トン

(2) 資源物 22,924 トン (日量 63 トン)

	古紙	びん・かん	ペット ボトル	食品 トレイ	発泡 スチロール	計
計	12,666トン	6,935トン	3,103トン	110トン	110トン	22,924トン

(3) し尿、浄化槽汚泥等 5,276 キロリットル (日量 14 キロリットル)

	し尿 (事業活動に伴って生じたし尿並びに浄化槽汚泥及びし尿混じりのビルピット汚泥を除く)	事業活動に伴って生じたし尿及びし尿混じりのビルピット汚泥(専ら居住用の建築物から排出されるし尿混じりのビルピット汚泥を除く)	浄化槽汚泥、ディスポーザ汚泥及び専ら居住用の建築物から排出されるし尿まじりのビルピット汚泥	計
計	31キロリットル	4,757キロリットル	488キロリットル	5,276キロリットル

(4) 動物死体 1,123 頭 (日量 3 頭)

- 3 一般廃棄物の発生の抑制のための方策に関する事項
 - (1) 分別収集（ごみ・資源）事業の安定的・継続的な事業の推進
 - (2) 事業系廃棄物の自己処理責任の徹底及び適正排出の徹底
 - (3) 環境学習におけるごみ減量の普及啓発
 - (4) 自主的なリサイクル活動への支援
 - (5) 安定的・継続的な集団回収事業の推進
 - (6) 生産者、流通業者の自己処理責任に基づく資源回収の促進
 - (7) 一般廃棄物処理業者に対する適正処理徹底の指導
 - (8) 食品循環資源の再生利用の促進
 - (9) 小型家電リサイクル及び粗大ごみの再資源化の推進
 - (10) 不燃ごみに含まれる水銀含有廃物の適正処理及び再資源化の推進
- 4 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分並びに一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項等
別紙一覧のとおり
- 5 資源物を収集・運搬する者として区長が指定する者
大田区リサイクル事業協同組合、東京都環境衛生事業協同組合大田区支部

(1) ごみ・資源物

別紙

区分	種別	処理量	収集方法	運搬方法	処分方法	区民・事業者の協力義務等	
家庭 廃棄物	可燃ごみ	105,508トン (日量 289トン)	大田区が条例第33条第1項及び第33条の2第1項に規定する所定の場所(地元住民と清掃事務所長が協議の上、道路交通法(昭和35年法律第105号)その他の法令に抵触することのない適当な場所(原則として私道上を除く)をいい、以下「集積所」という)で、原則として週2回、収集する。 なお、集積所は原則として20メートル程度の間隔で設置し、清掃事務所に備える住宅地図を利用して場所を明示する。また、集積所には、地元住民の申出により、収集品目、収集曜日等を表示した看板を設置することができる。	自動車による。	収集した不燃ごみは、民間処理施設において分別した後、原則として売却により処分する。水銀含有物については民間処理施設において適正処理を行う。可燃ごみ及び分別後の不燃ごみ残渣は、東京二十三区清掃一部事務組合が管理する中間処理施設において処理した後、東京都が設置管理する最終処分場に埋立処分する。	可燃ごみ、不燃ごみ及び資源物に分別し、別表に定めるそれぞれの収集曜日の午前8時まで、規則第16条第1項の規定に定める基準に適合した容器に収納して集積所へ持ち出すこと。 なお、不燃ごみのうち、スプレー缶、カセットボンベについては、使い切ってから中身の見える別袋に入れて、資源の日に排出すること。使い切ることが難しい場合は、できるだけ中身を出してから別袋に入れて排出すること。 小型家電を排出するときは、区が指定する10品目を区内42か所に設置する回収ボックスに入れること。また、区が関与するイベントに置いて当該品目を持ち込むこと。 可燃ごみまたは不燃ごみについては、容器の持ち出し及び引取りが困難である場合、規則第16条第2項に定める基準に適合した袋による持ち出しを認める。 資源物の排出方法は以下のとおり。 古紙(新聞、雑誌・雑がみ、紙パック及び段ボール)を排出するときは、それぞれの品目ごとにひも等で束ねて排出すること。古紙のうち紙パックについては、洗浄しパックを開き、乾かした上でひも等で束ねて排出すること。なお、ビニールコート紙などは排出してはならない。 びん・かんを排出するときは、ふた等を除去し、洗浄した上で中身の見える袋または専用容器(コンテナ)に入れて、それぞれ排出すること。なお、飲料用、食品用以外のびん・かんは排出してはならない。 ペットボトルを排出するときは、キャップとラベルを除去し、洗浄及び簡易な圧縮をした上で、中身の見える袋に入れて排出すること。 食品トレイを排出するときは、洗浄した上で中身の見える袋に入れて排出すること。 発泡スチロールを排出するときは、伝票、ラベルなどは外した上で、中身の見える袋に入れて排出すること。	
	不燃ごみ	5,609トン (日量 15トン)	大田区が集積所で、原則として月2回、収集する。				
	資源物 (再利用を目的として分別して収集するもので、古紙、びん、かん、ペットボトル、食品トレイ、発泡スチロールをいう)	古紙	12,666トン (日量 35トン)	大田区が集積所で、原則として週1回、回収する。		古紙は再生利用が可能な資源として、売却により処分する。 びん・かん、ペットボトル、食品トレイ、発泡スチロールは民間処理施設等において中間処理した後、原則として売却により処分する。	
		びん・かん	6,935トン (日量 19トン)	大田区が集積所で、原則として週1回、回収する。			
		ペットボトル	3,103トン (日量 9トン)	大田区が集積所で、原則として週1回、回収する。			
	食品トレイ	110トン (日量 0.3トン)	大田区が集積所で、原則として週1回、回収する。				

区分	種別	処理量	収集方法	運搬方法	処分方法	区民・事業者の協力義務等
	発泡スチロール	110トン (日量 0.3トン)	大田区が集積所で、原則として週1回、回収する。			
家庭廃棄物	粗大ごみ (一辺の長さがおおむね30センチメートルを超えるごみで、一般家庭から排出される畳、家具、家庭用電化製品(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第12項に規定する指定再資源化製品及び特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第4項に規定する特定家庭用機器を除く)、自転車、ちゅう房用具類等をいう。	7,154トン (日量 20トン)	区民の申告に基づき大田区が収集する。区民の申告に基づき区長の指定する場所、指定する日に区民自らが持ち込むことができる。	区民が自ら持ち込むほかは自動車による。	大田区粗大ごみ中継施設(京浜島中継所及び糀谷粗大中継所)において、小型家電等、再資源化できるものは民間業者へ売却により処分する。その他のものは、東京二十三区清掃一部事務組合が管理する中間処理施設において処理した後、東京都が設置管理する最終処分場に埋立処分する。	大田区粗大ごみ受付センター(電話 5465-5300)に申告し、条例第34条の規定により、有料粗大ごみ処理券を貼付して、申告した排出日に自宅前に排出すること。自ら持ち込む場合も大田区粗大ごみ受付センターに申告し、条例第34条の規定による有料粗大ごみ処理券を貼付して、区長が指定する場所、指定する日に持ち込むこと。なお、粗大ごみに含まれるポリ塩化ビフェニル(PCB)は除去すること。
	粗大ごみ (転居廃棄物)	9トン (日量 0.02トン)	家庭廃棄物の粗大ごみの形状をしたもののうち、転居の際に排出されるものを、転居する者のやむを得ない事情により住所地での排出ができない場合は、引越荷物運送業者が、転居者の委任を受け、引越荷物運送業者が管理する転居廃棄物保管倉庫(以下「保管倉庫」という)まで運搬する。保管倉庫からは、区長が一般廃棄物処理業の許可をした者が収集する。		東京二十三区清掃一部事務組合が管理する中間処理施設において処理した後、東京都が設置管理する最終処分場に埋立処分する。	<ol style="list-style-type: none"> 1 転居者は転居廃棄物の運搬について、やむを得ない事情のあるときは、引越荷物運送業者に委任状をもって依頼する。その際、転居廃棄物を適切に引き渡すこと。 2 引越荷物運送業者は、転居者の委任を受けた転居廃棄物を運搬する保管倉庫を区内に設置する場合は、事前に区に登録すること。 3 区長が一般廃棄物処理業の許可をした者は、転居廃棄物を東京二十三区清掃一部事務組合の中間処理施設に搬入するときは事前に搬入日を予約すること。

区分	種別	処理量	収集方法	運搬方法	処分方法	区民・事業者の協力義務等
家庭廃棄物	特定家庭用機器廃棄物	特定家庭用機器再商品化法第9条の規定による引取義務のある場合は、区民の依頼により小売業者が収集する。引取義務のない場合は、区民の申告により、区長が一般廃棄物処理業の許可をした者が収集する。			小売業者等は、製造業者等が設置する指定引取場所において引き渡す。	<ol style="list-style-type: none"> 小売業者等に依頼して、適切に引き渡すこと。 収集及び運搬料金と再商品化料金を支払うこと。
	パーソナルコンピュータ (製造事業者等が収集できないものを除く。)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。)第9条の9第1項に定める環境大臣の認定を受けた者が収集運搬を行う。			資源の有効な利用に関する法律(平成3年法律第48号)に基づき製造業者等が再資源化を行う。	製造業者等に申し込み、指示に従うこと。
	パーソナルコンピュータ	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成24年法律第57号)第10条第3項に定める認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)が収集運搬、再資源化を行う。				認定事業者に申し込み、指示に従うこと。
事業系一般廃棄物	可燃ごみ	110,213トン (日量302トン) (区が行う家庭廃棄物の収集に併せて集積所で、原則として週2回、収集する44,361トンを含む)	事業者が自らの責任で行うもののほかは、区長が一般廃棄物処理業の許可をした者に委託する。これによりがたい場合は、区が行う家庭廃棄物の収集に併せて集積所で、原則として週2回、収集する。	事業者が自らの責任で行うもの及び区長が一般廃棄物処理業の許可をした者に委託して行うものほかは、自動車による。	事業者が自らの責任で処分するものほかは、東京二十三区清掃一部事務組合が管理する中間処理施設において処理した後、東京都が設置管理する最終処分場に埋立処分する。	<p>大田区が実施する収集に排出する場合は、可燃ごみ、不燃ごみ及び資源物に分別し、条例第35条第1項及び第2項の規定により、有料ごみ処理券を貼付して集積所へ排出しなければならない。ただし、これによりがたいと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。なお、分別方法、排出方法は家庭廃棄物の協力義務等の例による。</p> <p>また、排出にあたって事業者は、条例第40条または第49条に定める保管場所から集積所まで持ち出すなど大田区の指示によること。</p> <p>事業者が自らの責任で収集及び運搬を行うもの及び区長が一般廃棄物処理業の許可をした者に委託して行うものを区長の指定する処理施設等(東京二十三区清掃一部事務組合が管理する中間処理施設及び東京都が設置管理する最終処分場)を利用して処分する場合は、東京二十三区清掃一部事務組合が規定する「東京二十三区清掃一部事務組合事業系一般廃棄物の持込みに関する取扱要綱」及び東京都が規定する「埋立処分場における一般廃棄物等の受入要綱」を遵守しなければならない。</p>
	不燃ごみ	3,591トン (日量10トン) (区が行う家庭廃棄物の収集に併せて集積所で、原則として月2回、収集する1,545トンを含む)	事業者が自らの責任で行うもののほかは、区長が一般廃棄物処理業の許可をした者に委託する。これによりがたい場合は、区が行う家庭廃棄物の収集に併せて集積所で、原則として月2回、収集する。			
	資源物	事業者が自らの責任で行うものほかは、区長が一般廃棄物処理業の許可をした者に委託する。これによりがたい場合は、区が行う家庭廃棄物の収集に併せて集積所で、原則として週1回、回収する。				

区分	種別	処理量	収集方法	運搬方法	処分方法	区民・事業者の協力義務等
一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物		一般廃棄物の処理またはその処理施設の機能に支障が生じない範囲において、家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物と併せて大田区が集積所で収集する。		自動車による。	東京二十三区清掃一部事務組合が管理する中間処理施設において処理した後、東京都が設置管理する最終処分場に埋立処分する。	大田区が実施する収集に排出する場合は、可燃ごみ、不燃ごみ及び資源物に分別し、条例第 35 条第 1 項及び第 2 項の規定により、有料ごみ処理券を貼付して集積所へ排出しなければならない。ただし、これによりがたいと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。なお、分別方法、排出方法は家庭廃棄物の協力義務等の例による。 また、排出にあたって事業者は、条例第 40 条または第 49 条に定める保管場所から集積所まで持ち出すなど大田区の指示によること。
事業系一般廃棄物	食品循環資源	食品関連事業者が自らの責任で行うもののほかは、区長が一般廃棄物処理業の許可をしたものに委託する。		食品関連事業者が自らの責任で行うもの及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に規定する廃棄物処理法の特例で行うもののほかは、区長が一般廃棄物処理業の許可をした者に委託する。	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に規定する登録再生利用事業者としての登録を受けたものが処分する。	飼料化またはメタン発酵を妨げるものは、あらかじめ取り除いておく。施設搬入にあたっては、臭気等生活環境保全上支障のないようにして排出すること。

備考 1 大田区が収集を行う廃棄物のすべての区分において、条例第 36 条に規定する次の排出禁止物、特定家庭用機器等を排出してはならない。

- (1) ガスボンベ等（プロパンガス、アセチレンガス、酸素、水素等）
- (2) 石油類（ガソリン、軽油、灯油、ベンジン、シンナー、塗料、エンジンオイル等）
- (3) 毒物及び劇物等（塩酸、硫酸、硝酸、クロム等）
- (4) 花火、マッチ、バッテリー等
- (5) 自動車、オートバイ、タイヤ、ピアノ、消火器、大型金庫
- (6) 特別管理一般廃棄物（P C B 部品、感染性廃棄物等）
- (7) 特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）第 2 条第 4 項に規定する特定家庭用機器
- (8) パーソナルコンピュータ（その表示装置であって、ブラウン管式または液晶式のものを含む）

2 廃棄物の区分のうち、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 4 項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 2 条に掲げる産業廃棄物のうち、廃プラスチック類（原則としてプラスチック製造業及びプラスチック加工業から排出されるものを除く）、紙くず、木くず、金属くず（廃油等が付着しているものを除く）、ゴムくず、ガラスくず及び陶磁器くずで、従業員の数が 20 人以下の事業者から排出されるものかつ一事業者において一排出日当たりの排出量の合計が 50 キログラム未満のものをいう。

（2）し尿、浄化槽汚泥等

区分	処理量	収集方法	運搬方法	処分方法	区民の協力義務等
し尿 （事業活動に伴って生じたし尿並びに浄化槽汚泥及びし尿混じりのビルピット汚泥を除く）	31キロリットル （日量 0.1キロリットル）	大田区が杉並区に収集作業を委託することとし、原則として月 2 回、収集する。	吸い上げ自動車による。	東京二十三区清掃一部事務組合が管理する品川清掃作業所において、下水道放流により処分する。	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共下水道処理区域内においてくみ取り便所が設けられている建築物を所有する者は、下水道法第 11 条の 3 に定める期間内に水洗便所に改造しなければならない。 2 便槽内に布切れその他異物を投入しないこと。 3 くみ取り口等から雨水等が流入しないようにすること。
事業活動に伴って生じたし尿及びし尿混じりのビルピット汚泥 （専ら居住用の建築物から排出されるし尿混じりのビルピット汚泥を除く）	4,757キロリットル （日量 13キロリットル）	事業者等からの依頼に基づき、一般廃棄物処理業の許可を受けた者が収集する。	吸い上げ自動車による。	一般廃棄物処分業（汚泥）の許可を受けた者が処分する。	
浄化槽汚泥、ディスプレイ汚泥及び専ら居住用の建築物から排出されるし尿まじりのビルピット汚泥	488キロリットル （日量 1キロリットル）			東京二十三区清掃一部事務組合が管理する品川清掃作業所において、下水道放流により処分する。	

(3) 動物死体

区分	処理量	収集方法	運搬方法	処分方法	区民の協力義務等
動物死体	1, 123 頭 (日量 3 頭)	占有者または管理者が自らの責任で行うもののほかは、申告により大田区が収集する。	占有者または管理者が自らの責任で行うもののほかは、自動車による。	占有者または管理者が自らの責任で行うもののほかは、火葬により処分する。	<ol style="list-style-type: none">1 大田区に収集を依頼する場合は、規則第 19 条に定める動物死体届出書により、所管の清掃事務所長へ申告すること。2 収集、運搬及び処分に困難を生じないよう大田区の指示によること。

第2節 清掃事業経費概要

清掃事業経費

項目	平成30年度	構成比	平成29年度	構成比	平成28年度	構成比
ごみ収集人件費	約26億円	28.1%	約27億6千万円	30.8%	約29億2千万円	34.1%
清掃工場中間処理費等分担金	約24億円	26.0%	約24億2千万円	27.0%	約23億円	26.8%
ごみ運搬車両経費	約16億円	17.3%	約15億5千万円	17.3%	約14億1千万円	16.5%
その他清掃事業に係る経費	約6億8千万円	7.4%	約5億7千万円	6.4%	約4億1千万円	4.8%
各施設の管理運営費	約1億円	1.1%	約1億9千万円	2.1%	約1億1千万円	1.3%
清掃事務所の建設	3億4千万円	3.7%	0円	0.0%	0円	0.0%
ごみ処理券に係る経費	約3千万円	0.3%	約4千万円	0.5%	約3千万円	0.4%
ごみ処理関係経費 計	約77億5千万円	83.9%	約75億3千万円	84.1%	約71億8千万円	83.8%
リサイクルに係る経費	約3億8千万円	4.1%	約3億6千万円	4.0%	約3億4千万円	4.0%
資源回収運搬車両経費	約11億1千万円	12.0%	約10億6千万円	11.9%	約10億5千万円	12.3%
リサイクル関係経費 計	約14億9千万円	16.1%	約14億2千万円	15.9%	約13億9千万円	16.2%
合計	約92億4千万円	100.0%	約89億5千万円	100.0%	約85億7千万円	100.0%

【大田区のごみ量、人口】

項目	平成30年度	平成29年度	平成28年度
大田区のごみ量実績	198,373 t	198,360 t	196,395 t
大田区の人口	732,618 人	726,191 人	720,518 人

*人口基準日 平成31年4月1日現在 平成30年4月1日現在 平成29年4月1日現在

【ごみ処理事業にかかる経費（リサイクル関係経費を除く）】

項目	平成30年度	平成29年度	平成28年度
区民1人当たりのごみ量	約271 kg	約274 kg	約273 kg
区民1人当たりのごみ処理経費	10,579 円	約 10,328 円	約 9,993 円
ごみ1kg当たりの処理経費	約39 円	約 38 円	約 37 円

【リサイクル事業にかかる経費】

項目	平成30年度	平成29年度	平成28年度
区民一人当たりのリサイクル経費	約2,034円	約1,995円	約1,929円

第3節 事業別概要

1 作業収集計画、収集・運搬事業

(1) ごみ・資源物収集量

[ごみ収集実績]

単位 t

年度	区分	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ			合計
				収集	持込	小計	
令和元年度	大森清掃事務所	40,735	1,332	1,340	226	1,566	43,633
	調布清掃事務所	31,987	980	1,185	159	1,344	34,311
	蒲田清掃事務所	51,711	1,455	1,253	268	1,521	54,687
	合計	124,433	3,767	3,778	653	4,431	132,631
平成30年度	大森清掃事務所	40,095	1,312	991	218	1,209	42,616
	調布清掃事務所	31,307	950	1,108	147	1,255	33,512
	蒲田清掃事務所	51,408	1,507	1,182	249	1,431	54,346
	合計	122,810	3,769	3,281	614	3,895	130,474
平成29年度	大森清掃事務所	40,196	1,338	954	205	1,159	42,693
	調布清掃事務所	31,685	932	970	140	1,110	33,727
	蒲田清掃事務所	51,782	1,798	1,166	214	1,380	54,960
	合計	123,663	4,068	3,090	559	3,649	131,380

*平成18年度から粗大ごみの区民自己持ち込み制度を実施した。

*平成24年度から粗大ごみの一部について資源化事業を実施した。資源化量は本表に含まず別途記載。

*ごみ量(トン数)は、ごみ種ごとに小数点以下四捨五入(合計値とは合わない場合もある)。

*平成27年度の大森清掃事務所分及び調布清掃事務所分の粗大ごみ収集量は、京浜島中継所から中防粗大ごみ破砕処理施設に搬出した粗大ごみ量を、各清掃事務所の京浜島中継所への小型ダンプ車搬入重量比率で按分して計算。

[資源分別収集実績]

単位 t

区分		合計	古紙	布類	びん	かん	ペットボトル	食品トレイ・ 発泡スチ ロール	廃食用油
令和元年度	行政回収	23,438	13,208	0	5,484	1,537	3,063	134	11
	集団回収	11,327	10,988	132	1	206	0	0	0
	合計	34,765	24,196	132	5,485	1,743	3,063	134	11
平成30年度	行政回収	22,910	12,754	0	5,576	1,480	2,957	133	11
	集団回収	12,119	11,790	130	1	198	0	0	0
	合計	35,029	24,544	130	5,577	1,678	2,957	133	11
平成29年度	行政回収	22,756	12,647	0	5,699	1,478	2,785	137	12
	集団回収	12,544	12,211	138	1	194	0	0	0
	合計	35,300	24,858	138	5,700	1,672	2,785	137	12

*資源量(トン数)は、ごみ種ごとに小数点以下四捨五入(合計値とは合わない場合もある)。

*発泡スチロールは平成27年10月1日から回収開始。

*かんは飲食用かんのみ。

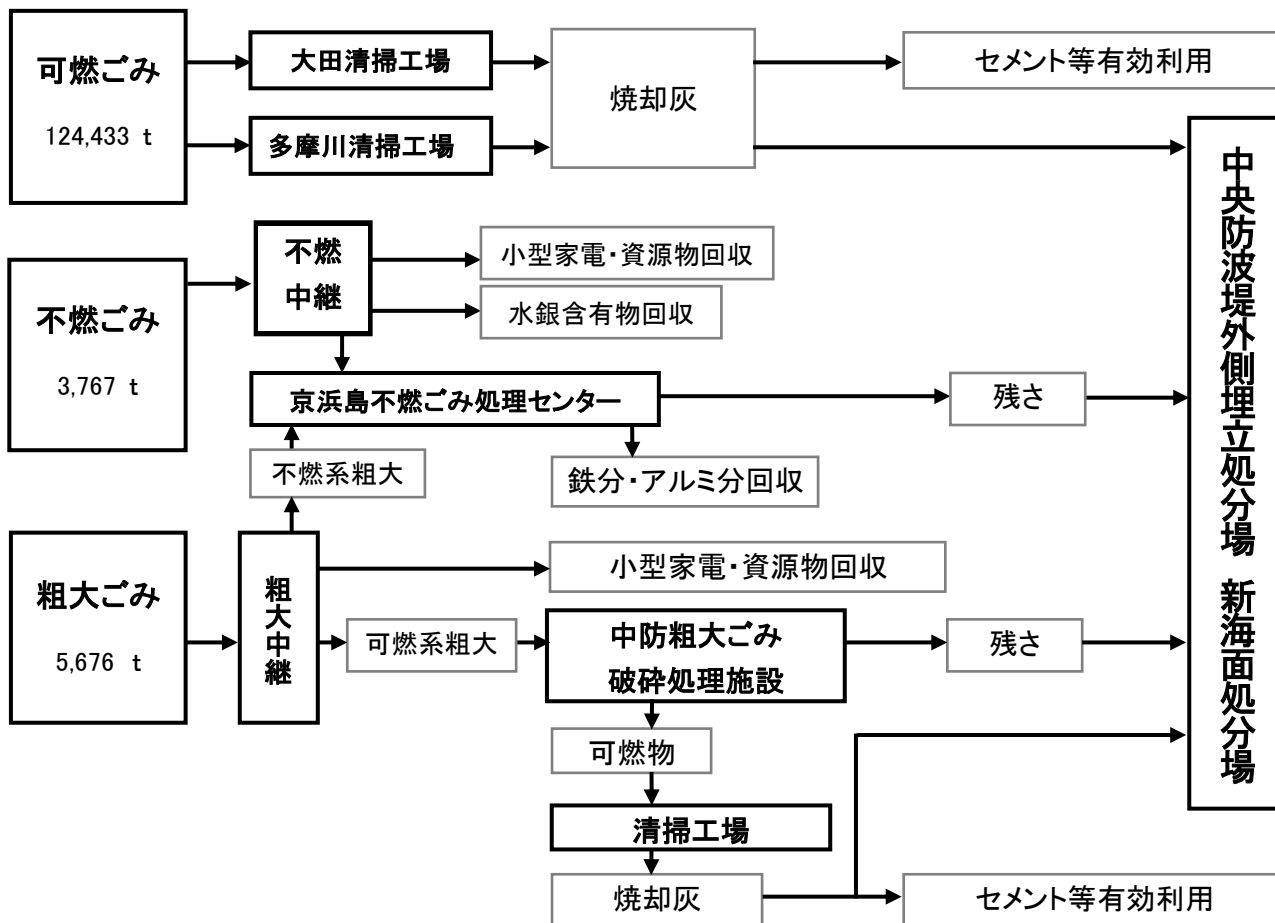
(2) 大田区の資源とごみの流れ

[ごみの流れ]

ア 可燃ごみ（集積所収集：週2回）

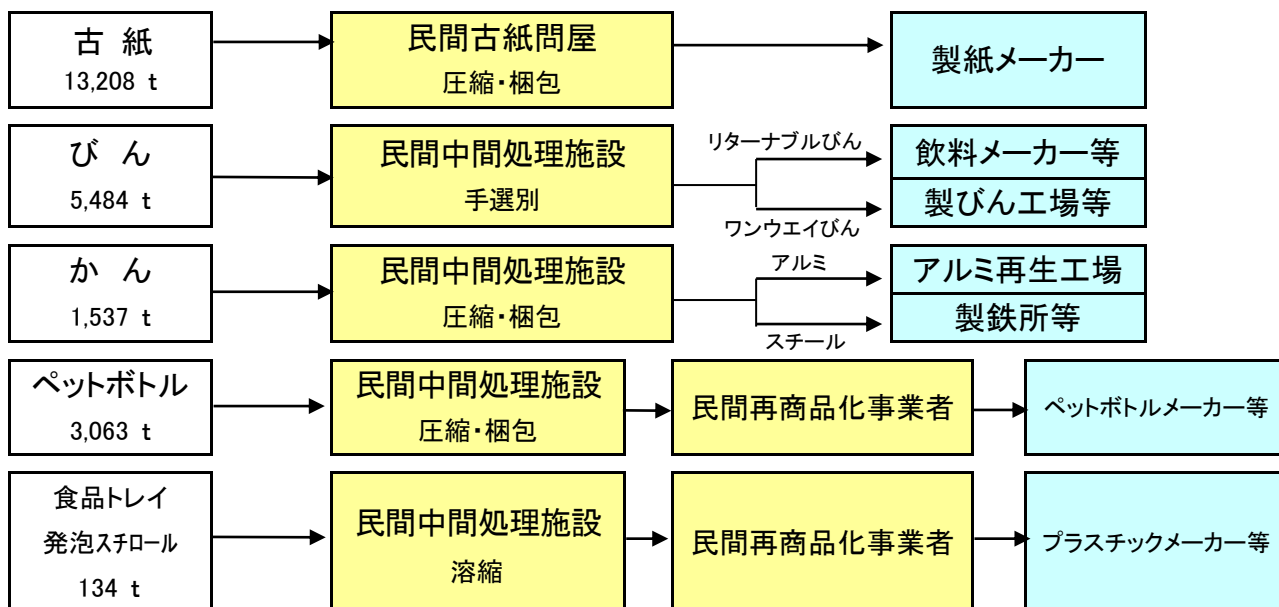
イ 不燃ごみ（集積所収集：月2回）

ウ 粗大ごみ（戸別収集又は自己持込：申込み制 受付センターTEL5465-5300）

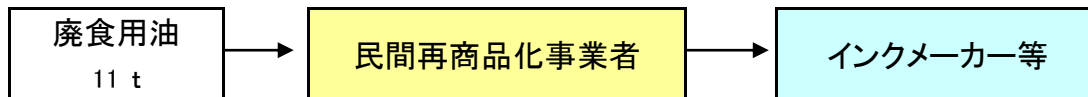


[資源の流れ]

ア 古紙、びん、かん、ペットボトル、食品トレイ、発泡スチロール（集積所回収：週1回）



イ 廃食用油（拠点回収：特別出張所（入新井・蒲田西を除く）・エセナ大田17か所週1回）



(3) 令和2年度作業収集計画

種 別	収集回数	収集場所	1日稼働 車両台数	備 考	
1 ごみ収集			113 台		
家庭	可燃ごみ	週 2 回	集積所	101 台	申込制。品目ごとに粗大ごみ処理券の貼付が必要。
	不燃ごみ	月 2 回	集積所		
	粗大ごみ	申込制	各戸	12 台	
事業系	可燃ごみ	週 2 回	集積所	(101) 台	ごみ量に応じて事業系ごみ処理券の貼付が必要。
	不燃ごみ	月 2 回	集積所		
2 資源回収			75 台		
品目別内訳	古紙(段ボールを除く)	週 1 回	集積所	40 台	軽小型車 (水)のみ
	びん・かん	週 1 回	集積所	(40) 台	
	発泡スチロール	週 1 回	集積所	(40) 台	
	古紙(段ボールのみ)	週 1 回	集積所	27 台	
	ペットボトル	週 1 回	集積所	(27) 台	
	食品トレイ	週 1 回	集積所	(27) 台	
	全品目	週 1 回	集積所	8 台	
	廃食用油	週 1 回	区内17か所	0.3 台	
	小型家電	月 2 回	区内42か所	0.1 台	
3 し尿収集	週 2 回	各戸		(水) (金)のみ。1台で収集。	
4 動物死体収集	申込制	各戸		申込制。 頭数に応じて廃棄物処理手数料の納付が必要。	

* 車両台数の () はごみ種又は資源品目ごとに混合収集していることを示す。

* 資源回収車両合計台数は小数点以下四捨五入

(4) 令和2年度ごみ収集体制

2年度予算 1,808,836千円 【車両雇上費】

区分		収集車両 (台数/日)	
		雇上	直営
可燃ごみ・不燃ごみ 集積所 約30,000か所	大森清掃事務所	32台	4台
	調布清掃事務所	23台	4台
	蒲田清掃事務所	30台	8台
	計	85台	16台
粗大ごみ	大森清掃事務所	4台	0台
	調布清掃事務所	4台	0台
	蒲田清掃事務所	4台	0台
	計	12台※ ¹	0台

※¹ 中継用車両 2 台を含む台数。

(5) 清掃車両保有状況

2年度予算 49,553千円【車両等維持管理】

ア 令和元年度清掃車両保有状況
(ア) ごみ収集車両

令和2年4月1日現在

車種	小型プレス車	新大型特殊車	軽小型 平ボディカー	軽小型 ダンプ車	小型プレス車 (環境学習車)	計
燃料種別	軽油	軽油	ガソリン	ガソリン	CNG ※ ¹	
大森清掃事務所	0台	0台	8台	1台	0台	9台
調布清掃事務所	0台	0台	8台	1台	0台	9台
蒲田清掃事務所	0台	0台	8台	1台	0台	9台
多摩川清掃事業所	11台	0台	0台	0台	1台	12台 ※ ²
計	11台	0台	24台	3台	1台	39台

※¹ CNG:天然ガス。

※² 合計12台には、予備車両5台(小型プレス車5台)を含む。

車種	軽ワンボックス車※ ³	乗用車※ ⁴ (ハイブリット車)	計
大森清掃事務所	2台	1台	3台
調布清掃事務所	1台	1台	2台
蒲田清掃事務所	1台	1台	2台
多摩川清掃事業所	0台	1台	1台
計	4台	4台	8台

※³ 軽ワンボックス車: 排出指導に使用。

※⁴ 乗用車: 各清掃事務所・事業所とその他関連施設への連絡・荷物の運搬のために使用。

(6) 臨時ごみ

2年度予算(歳入) 4,736千円

引越し、大掃除、植木の枝葉のごみなど一度に多量に出るものは、臨時ごみとして有料で収集・運搬している。

○回収実績

令和元年度	平成30年度	平成29年度
711件	725件	742件

(7) 大田区粗大ごみ受付センター

2年度予算 57,346 千円

大田区粗大ごみ受付センターでは、粗大ごみを処分しようとする区民からの申し込みを受け付けています。

- 受付日 毎日（ただし、12月29日～1月3日及び保守点検日は休みます。）
- 受付時間 午前8時～午後7時
- 受付方法 電話受付 電話番号 5465-5300
ｲﾀﾞｯｼﾞ受付 HPアドレス <https://sodai.tokyokankyo.or.jp/>
- 受付区分 ① 収集車による各戸収集
② 自己持込（年末年始を除く毎日）＊インターネットからの申し込みはできません。
- 受付制限 ① 収集車による各戸収集
 - ・電話受付 1回につき20個まで。
 - ・ｲﾀﾞｯｼﾞ受付 1回につき10個まで。② 自己持込
 - ・回数 1世帯あたり年度内4回まで。
 - ・個数 1回につき10個まで。＊引越しの場合は20個まで。
 - ・期限 2日前までに電話で申し込み。（当日の受付はできません）

○粗大ごみ排出状況（上位品目）

品目	令和元年度		平成30年度		平成29年度	
	個数	排出率	個数	排出率	個数	排出率
ふとん(毛布・電気毛布を含む)	68,664	9.81%	73,778	11.42%	71,529	12.06%
箱物家具特小 ※ ¹	43,079	6.16%	38,462	5.95%	15,415	2.60%
いす(応接用いすを除く)	34,431	4.92%	31,370	4.86%	27,712	4.67%
衣装箱(衣装ケース)	31,588	4.51%	29,648	4.59%	29,485	4.97%
箱物家具小 ※ ²	19,940	2.85%	18,536	2.87%	7,683	1.30%
敷物大	19,533	2.79%	18,796	2.91%	15,864	2.68%
年度総排出個数	699,832 個		646,097 個		593,009 個	

＊平成29年10月に品目改正

※¹ 高さ&幅の合計135cm未満の棚・たんす等を「箱物家具特小」とした。

※² 高さ&幅の合計135cm～180cm未満の棚・たんす等を「箱物家具小」とした。

○粗大ごみ自己持込実績

	令和元年度	平成30年度	平成29年度
申込件数	21,722 件	20,803 件	19,416 件
受入件数	20,733 件	20,039 件	18,573 件
処理量(トン)	653.65 トン	614.26 トン	559.27 トン

＊平成24年度から粗大ごみの一部について資源化事業を実施した。資源化量は本表に含まず別途記載。

○粗大ごみ受付センターの電話応答数と受付件数

	令和元年度	平成30年度	平成29年度
電話応答数	187,506 件	185,440 件	186,591 件
受付件数	470,904 件	419,640 件	375,835 件

＊受付件数には、インターネット受付・FAX受付・清掃事務所受付を含む。

(8) 廃棄物処理手数料減免制度

大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第54条・同施行規則第44条の規定に基づくもの
(動物死体処理手数料を含む)

(単位：件)

減 免 対 象		減 免 率	令和元年度取扱件数				平成30年度取扱件数			
			大森	調布	蒲田	合計	大森	調布	蒲田	合計
1	暴風、豪雨、地震等の天災その他大規模な災害を受けた者	免除	20	173	16	209	0	15	0	15
	(うち、台風15号及び19号による災害を受けた者)		15号	(5)	(2)	(8)	(15)			
			19号	(15)	(171)	(8)	(194)			
2	生活保護法第11条に規定する保護を受けている者	免除	297	110	439	846	277	154	416	847
3	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条に規定する支援給付を受けている者	免除	1	0	13	14	1	0	4	5
4	児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給を受けている者及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当の支給を受けている者	免除	608	342	903	1,853	589	309	848	1,746
5	国民年金法等の一部を改正する法律附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第1条の規定による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金の支給を受けている者	免除	0	0	0	0	0	0	0	0
6	火災等の災害を受けた者 (暴風、豪雨、地震等の天災、その他大規模な災害を受けた者は除く。)	減額	0	0	1	1	0	7	0	7
7	その他区長が特別の理由があると認めた者 (1) 区民が排出する粗大ごみを自ら区長が指定する受入施設に持ち込んだ者	減額又は免除	7,556	4,951	8,226	20,733	7,497	4,673	7,869	20,039
	(2) 町内会等による道路・公園清掃や町内会等が主催する行事から一時的に排出されるごみ及びその他必要と認めたごみ	免除	93	37	95	225	95	35	97	227
	(3) 飼い主不明の動物死体の届出をした者 *平成16年度から免除対象を私有地内まで拡大した。	免除	162	82	148	392	160	87	181	428
合 計			8,737	5,695	9,841	24,273	8,619	5,280	9,415	23,314

(9) 高齢者・障害者への支援事業

ア 戸別収集事業

○目的 ごみ（可燃・不燃ごみ）を自ら集積所まで出すことが困難な高齢者世帯等に対して、ごみを戸別に訪問収集することで、日常生活の負担を軽減し、在宅生活の継続を支援する。

○対象者 ① 要介護2以上に認定されている。
② 身体障害者程度1・2級に認定されている。
③ その他区長が認めたとき。

○事業開始 平成14年4月1日（モデル事業開始日 平成13年4月1日）

○実績	年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
	件数	389件	414件	377件

イ 粗大ごみ運び出し収集事業

○目的 区民サービス向上の観点から、高齢者・障害者などで、運び出しが困難な場合に屋内から粗大ごみの運び出し収集を行う。

○受付手続 相談・受付は清掃事務所。清掃事務所職員が事前の下見を行う（無料）。
※運び出しの依頼とは別に、粗大ごみ受付センターを通じて、収集の申込が必要。

○対象世帯 身近な人などの協力が困難で、自ら屋内から運び出すことができない65歳以上の高齢世帯あるいは障害者のみの世帯。

○実績	年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
	件数	606件	606件	546件

(10) 防鳥ネットの貸し出し

カラス等によるごみの散乱被害を防止するため、防鳥ネットの貸し出しを行っている。防鳥ネットは大：3×4m、小：2×3m。集積所の近隣世帯が共同で使用・管理することを条件に貸し出している。

○実績	年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
	防鳥ネット使用数	約16,700件	約15,200件	約13,700件
	集積所数	約30,000か所	約30,000か所	約28,000か所
	貸出率	56%	51%	49%

2 リサイクル・ごみの適正処理及び資源化事業

(1) リサイクル対策

2年度予算 1,653,746千円 2年度予算(歳入) 151,754千円

ア 分別回収

2年度予算 1,561,881千円 2年度予算(歳入) 147,538千円

区分	回収品目	回収場所	回収車両台数/日	
分別回収	古紙類(新聞、雑誌・雑がみ、段ボール)、びん、かん、食品トレイ、紙パック、ペットボトル、発泡スチロール	集積所 約30,000か所	協同組合委託	52台
			雇上 4社	15台

※平成27年10月1日より、回収品目に発泡スチロールを追加する。

イ 拠点回収

2年度予算 5,076千円 2年度予算(歳入)65千円

区分	回収品目	回収場所	回収車両台数/日	
拠点回収	廃食用油	特別出張所他17か所	協同組合委託	分別回収に含む

ウ 小型家電リサイクル事業

2年度予算 1,818千円 2年度予算(歳入) 722千円

平成25年4月の「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)」の施行に伴い、平成25年10月1日から小型家電の資源化事業を開始した。また、平成24年度から開始した粗大ごみの資源化事業については、その対象のほとんどが法に基づく小型家電に該当することから、本事業に統合した。

(ア) 実施体制

対象品目	① 小型家電10品目 携帯電話、携帯音楽プレーヤー、携帯ゲーム機器、デジタルカメラ、ポータブルビデオカメラ、ポータブルカーナビ、電子辞書、卓上計算機、ACアダプター、USBメモリ
	② 小型家電(小型家電10品目含む)、粗大ごみ及び不燃ごみに係る有価物
資源化方法	国が指定する認定事業者売却し、国内においてリサイクル
回収車両	雇上1社 2台/月

回収方法	① 拠点回収 区内42か所に回収ボックスを常設して小型家電10品目を回収 〔設置場所〕 区役所本庁舎、特別出張所、大森・蒲田駅周辺駐輪場、清掃事務所、一部の区立図書館、消費者生活センター、南馬込文化センター、池上会館、雪谷文化センター、区民プラザ、産業プラザ	
	② イベント回収 区内で開催されるイベントにおいて区民への啓発を行う中で小型家電10品目を回収	
	③ ピックアップ回収 区内で収集した粗大ごみ及び自己持込みされた粗大ごみ並びに不燃ごみから小型家電及び有価物を回収	
事業変遷	平成24年度	・自己持込みされた粗大ごみからのピックアップ回収開始
	平成25年度	・拠点回収（区施設26か所）、イベント回収開始 ・収集した粗大ごみからのピックアップ回収開始（大森清掃事務所管内）
	平成26年度	・収集した粗大ごみからのピックアップ回収拡大（蒲田清掃事務所管内）
	平成27年度	・収集した粗大ごみからのピックアップ回収拡大（区内全域）
	平成28年度	・拠点回収拡大（5月36か所、12月42か所） ・不燃ごみからのピックアップ回収開始（大森清掃事務所管内の一部地域）
	平成29年度	・不燃ごみからのピックアップ回収拡大（大森清掃事務所及び調布清掃事務所管内）
	平成30年度	・不燃ごみからのピックアップ回収拡大（区内全域）

(イ) 資源化量

(単位：kg)

年度	回収方法	携帯電話	携帯電話 除く9品目	その他 有価物	計
令和元 年度	拠点回収	897.47	1,957.24	949.40	3,804.11
	イベント回収	10.53	17.76	5.60	33.89
	粗大ごみからのピックアップ回収	—	—	1,244,976.00	1,244,976.00
	不燃ごみからのピックアップ回収	1,024.00	15,969.00	938,967.00	955,960.00
	計	1,932.00	17,944.00	2,184,898.00	2,204,774.00
平成30 年度	拠点回収	1,218.17	2,359.58	612.21	4,189.96
	イベント回収	11.83	12.42	0.79	25.04
	粗大ごみからのピックアップ回収	—	—	1,134,660.00	1,134,660.00
	不燃ごみからのピックアップ回収	854.00	29,810.00	850,018.00	880,682.00
	計	2,084.00	32,182.00	1,985,291.00	2,019,557.00

年度	回収方法	携帯電話	携帯電話 除く 9 品目	その他 有価物	計
平成29 年度	拠点回収	801.84	1,870.58	737.36	3,409.78
	イベント回収	5.16	9.87	1.64	16.67
	粗大ごみからのピッ クアップ回収	—	—	1,186,720.00	1,186,720.00
	不燃ごみからのピッ クアップ回収	488.00	10,540.70	555,561.00	566,589.70
	計	1,295.00	12,421.15	1,743,020.00	1,756,736.15

エ リサイクル活動グループへの支援

2年度予算 56,529千円

自主的に資源回収を行っているリサイクル活動グループに、資源回収の実績に応じて古紙の市況価格に連動した報奨金を支給する。

(ア) リサイクル活動グループ

	令和元年度	平成30年度	平成29年度
登録数	856件	837件	833件
活動数	752件	738件	727件

*登録数は各年度3月末現在のグループ数

*活動数は当該年度で活動実績があったグループ数

(イ) 集団回収登録業者（活動グループと契約して回収資源を引取る登録業者）

令和元年度	平成30年度	平成29年度
50業者	55業者	57業者

*登録数は各年度3月末現在の登録数

オ 資源持ち去り防止パトロール

2年度予算 29,048千円

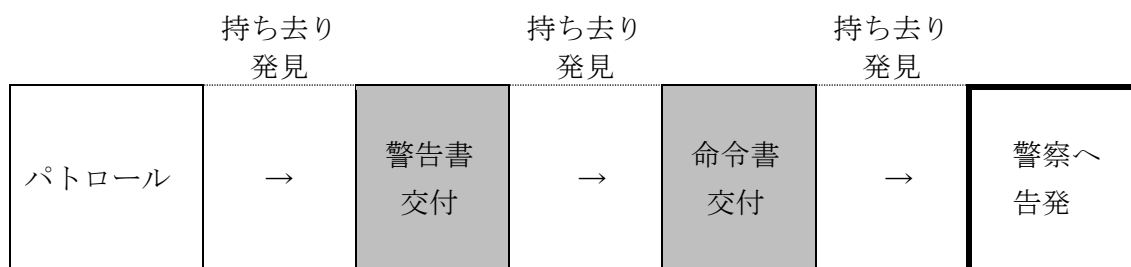
パトロール日	時 間	車両台数/日	
月～土	6 : 30～9 : 00	委託	3台

平成20年度に条例改正を行い、指定事業者以外の者が資源物を集積所から持ち去る行為を禁止するとともに、区長の禁止命令に違反した者に対して罰金を科すことができるようにしている。また、資源持ち去り防止対策として、区内集積所のパトロールを毎朝実施し、持ち去り行為を行う者への注意・指導を行っている。

(ア) 実施体制

平成12年4月1日	大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行
平成15年7月1日	<p>大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例改正施行</p> <p>【改正内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「資源ごみ」を「資源物」と位置付ける。 2 所定の場所(集積所)に持ち出された資源物の所有権は大田区に帰属すること、区長が指定する事業者以外の者が資源物を収集・運搬することを禁止すること、を規定した。 <p>【持ち去り防止対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区民及び関係機関(警察、古紙問屋等)への周知及び協力依頼 2 持ち去り防止パトロールの実施(本庁及び清掃事務所職員によるパトロール) 3 持ち去り業者への警告(集積所看板への持ち去り禁止シールの貼付。警告看板の掲示。) 4 集団回収への誘導
平成21年4月1日	<p>大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例改正施行</p> <p>【改正内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区長が指定する者以外の者が資源物を収集・運搬した場合、区長はその者に持ち去り行為を行わないよう命ずることができる規定を追加。 2 前項の規定による命令に違反した場合、罰則として20万円の罰金を科すこととした。 <p>【持ち去り防止対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区民及び関係機関(警察、古紙問屋等)への周知及び協力依頼 2 持ち去り防止パトロールの強化(職員によるパトロールに加え、委託業者によるパトロールを実施。) 3 持ち去り業者への警告(集積所看板への掲示。) 4 「資源持ち去り防止シール」「意思表示紙」を貼付した上での資源の排出の呼びかけ。 5 集団回収活動の実施を奨励

(イ) 告発までの流れ



(ウ) 警告書・命令書の発行および告発等の件数

	令和元年度	平成30年度	平成29年度
警告書	69件	66件	75件
命令書	5件	8件	6件
告発等	1件	3件	2件

(2) ごみの適正処理及び資源化

ア 羽毛布団再資源化事業 2年度予算 0千円 2年度予算(歳入) 2,195千円

※その他の経費（作業運営費）は小型家電リサイクル事業に含む。

平成27年度5月より、京浜島中継所及び糎谷粗大中継所に搬入した粗大ごみの中から、羽毛布団のピックアップの回収を開始した。粗大ごみ品目のうち最も排出個数の多い「布団」の再資源化を進めることで、粗大ごみの減量を図る。

	令和元年度	平成30年度	平成29年度
粗大ごみからの ピックアップ回収量	2,932枚	3,393枚	3,165枚

イ 不燃ごみの適正処理及び資源化事業

2年度予算 498,737千円

2年度予算(歳入) 1,228千円

(有価物売払収入1,228千円)

区民の安心・安全を確保するため、不燃ごみ中の蛍光灯等の水銀含有物及び有用金属を適正に回収・資源化することにより、環境汚染の防止、中央防波堤埋立処分場の延命化及び清掃一部事務組合分担金の削減を図る。

平成28年度は大森清掃事務所管轄の約半分の地域でモデル事業を行った。平成29年度は地域を拡大し、大森清掃事務所管轄・調布清掃事務所管轄地域で事業を行った。平成30年度は蒲田清掃事務所管轄で事業を行った。引き続き区内全域で事業を行う。

(ア) 実施体制等

実施区域	区内全域
回収品目	不燃ごみ
回収場所	集積所
回収車両	平ボディー車（中継用）、新小型ダンプ車、軽小型貨物車 【大森清掃事務所】 軽小型貨物車 8台/日 計8台/日 【調布清掃事務所】 平ボディー車 2台/日 軽小型貨物車 5台/日 計7台/日 【蒲田清掃事務所】 新小型ダンプ車 2台/日 軽小型貨物車 6台/日 計8台/日
収集後の流れ	民間中間分別施設（選別） ⇒水銀含有物⇒専門業者において適正処理 ⇒有用金属（資源化物）⇒認定事業者へ売却 ⇒陶器⇒認定事業者へ売却 ⇒その他不燃ごみ⇒清掃一部事務組合処理施設

(イ) 実績

収集量

管 轄	令和元年度	平成30年度	平成29年度
大森清掃事務所	1,332 t	1,312 t	1,338 t
調布清掃事務所	980 t	950 t	932 t
蒲田清掃事務所	1,455 t	1,507 t	—
計	3,767 t	3,769 t	2,270 t

資源化量

年度	小型家電 10品目	蛍光灯	電池	家電類	鉄類	計
令和 元年度	17 t	52 t	125 t	410 t	528 t	1,132 t
平成 30年度	31 t	50 t	118 t	343 t	507 t	1,049 t
平成 29年度	11 t	38 t	70 t	224 t	331 t	674 t

3 指導事業

2年度予算 2,505 千円

事業者及び区民に対し、適正排出についての普及・啓発及び指導を行っている。

事業者は、事業活動に伴って発生する廃棄物について、自らの責任において処理するか、民間処理業者に委託することが原則であるが、少量で家庭ごみの収集に支障のない範囲において、事業系有料ごみ処理券を貼付して集積所に排出することができる。

(1) 一般廃棄物処理業（一般廃棄物の収集・運搬、処分を業とする者）の指導業務

一般廃棄物処理業の許可は、平成 24 年度まで各区で事務処理を行っていたが、平成 25 年度より東京二十三区清掃協議会の管理執行事務として行っている。

項 目	収集運搬業	処分業
許可件数（大田区分）	299 件	7 件

令和 2 年 3 月 31 日現在

(2) 排出指導

ア 保管場所届出・立入指導の実施

大規模建築物	集団住宅	延床面積 3,000 m ² 以上の建築物
	事業用	事業用途に供する部分の延床面積 3,000 m ² 以上の建築物
事業用建築物	事業用途に供する部分の延床面積 1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満の建築物	

(ア) 保管場所の届出件数（廃棄物の減量及び再利用の促進）

種 類	対 象	保管物	件 数		
			令和 元年度	平成 30年度	平成 29年度
廃 棄 物 保管場所	延床面積 3,000 m ² 以上 の大規模建築物	可燃ごみ、不燃ごみ *（集団住宅は資源を含む）	21 件	24 件	31 件
再利用対象 物保管場所	事業用途に供する部分の床 面積 3,000 m ² 以上の建築物	事業用大規模建築物の資 源	11 件	12 件	28 件
回 収 資 源 保管場所	居住予定人員 100 名 以上の集団住宅	集団回収資源（古紙）	7 件	14 件	5 件

* 集団住宅の廃棄物保管場所には資源物保管スペースも含む。

(イ) 立入指導（事業系廃棄物の減量と適正排出の確保）

年 度	令和元年度		平成 30 年度		平成 29 年度	
	対象建築物	調査件数	対象建築物	調査件数	対象建築物	調査件数
事業用大規模建築物	579 棟	86 件	575 棟	208 件	568 棟	189 件
事業用建築物	572 棟	197 件	570 棟	138 件	567 棟	138 件

イ 廃棄物管理責任者講習会

事業用大規模建築物の所有者は、廃棄物管理責任者を選任して区長に届出を行う（条例第18条）。

事業用大規模建築物の新任の廃棄物管理責任者を対象に、ごみの減量やリサイクルの推進の基本について講習を行う。

年 度	令和元年度		平成 30 年度		平成 29 年度	
	実施回数	受講者数	実施回数	受講者数	実施回数	受講者数
新任講習会	2回	112人	2回	120人	2回	92人

ウ 事業用大規模建築物（延べ床面積 3,000 m²以上）における廃棄物の減量及び適正処理事業者等表彰

事業系ごみの減量及び資源化の一層の推進を図ることを目的として、自主的かつ積極的に取組み、顕著な成果を挙げている優良事業者の表彰を行っている。

令和元年度は、5件の建築物の所有者等を表彰した。

エ マニフェスト（一般廃棄物管理票）制度

事業系一般廃棄物の排出事業者で、以下の条件に該当する場合は、廃棄物の種類、重量、排出場所等を記載した「マニフェスト」の作成を義務付けている。この制度により不適正処理の防止を図っている。

- ① 事業系一般廃棄物（汚泥を除く。）を1日平均100kg以上（月3t）以上排出する事業者
- ② 事業系一般廃棄物のうち汚泥を排出する事業者
- ③ 事業系一般廃棄物を臨時に排出する事業者

（3） 集積所における排出指導

循環型社会の構築のために、ごみの適正処理を目指して「ごみが分別されていないもの、事業系有料ごみ処理券の未貼付のもの」等の問題のある集積所に対して可燃・不燃・資源の分別指導、有料ごみ処理券貼付の指導、医療機関に対する排出指導など、地域特性を踏まえた課題を設定して改善指導を行っている。

（4） 浄化槽の設置状況

大田区の排水処理は、ほとんどの地域で下水道により行われている。しかし、一部地域では浄化槽で処理されている。

区内における浄化槽は、令和2年3月31日現在で16基が登録されているが、その多くは事業用のものである。

(5) 浄化槽清掃経費助成

浄化槽清掃経費の一部(汚泥収集、運搬費相当分)を浄化槽管理者に助成する。

助成対象	助成の条件
① 建築確認済証を受けた者で、下水道未普及地区に新たに設置されたもの。 ② 住居用として用いる建物の浄化槽であること。	申請時、物理的に下水道に排水接続ができない場所で居住するもの。

助成実績(件数及び助成額)

令和元年度	平成30年度	平成29年度
1件 10,000円	1件 10,000円	1件 10,000円

(6) 浄化槽清掃業者の許可・指導

浄化槽管理者(設置者)は、浄化槽を年1回以上、区長の許可を受けた浄化槽清掃業者に清掃させなければならない。

浄化槽清掃業を営む者は、浄化槽清掃業の許可と浄化槽汚泥の収集運搬を行うための一般廃棄物処理業の許可を併せ持たなければならない。

23 区内許可業者数	45 社	うち大田区内許可業者数	3 社
------------	------	-------------	-----

令和2年3月31日現在

(7) 浄化槽管理者の保守点検履行

浄化槽管理者は、浄化槽の法定検査を年1回行わなければならない。このため、管理者の求めに応じて、業界団体を通じて保守点検業者を紹介している。

(8) ふれあい指導

ごみの適正分別・排出・処理がなされるように、区民・事業者との対話を中心とするきめ細かな「ふれあい」を大切にされた指導のために、清掃事務所では平成10年度からふれあい指導業務を行っている。

区移管後も、さらに循環型社会をより一層推進する観点から、指導業務の強化を図り、指導業務運営方針を策定し、指導班を設置して、収集班との連携のもとに、区全域に係る共通課題や各清掃事務所の地域特性を踏まえた所別重点課題を設定して取り組んでいる。

具体的には、集積所の可燃・不燃・資源の分別・排出状況、事業系有料ごみ処理券の貼付、医療系廃棄物・危険物等の排出状況などの調査・指導を行っている。

4 安全衛生管理

(1) 安全衛生委員会

「労働安全衛生法」に基づき各清掃事務所・多摩川清掃事業所において「安全衛生委員会」（構成員 総括安全衛生管理者・産業医・安全管理者・衛生管理者・所属長指定委員・労働組合）を設置して職員の安全確保と健康の保持増進及び快適な作業環境の実現に取り組んでいる。

○内容

①作業管理 ②作業環境管理 ③健康管理

○開催 月1回

(2) 安全衛生の普及・啓発

- 産業医による健康管理等に関する講演会の開催
- 安全衛生関連図書の配付
- 安全衛生運動の推進

(3) 公務災害・労務災害発生状況

ア 公務災害・労務災害発生件数

令和元年度 発生件数 21件	休業が必要な災害	14件
	休業が必要ない災害	7件

平成30年度 発生件数 18件	休業が必要な災害	13件
	休業が必要ない災害	5件

平成29年度 発生件数 24件	休業が必要な災害	17件
	休業が必要ない災害	7件

イ 公務災害・労務災害の発生原因

	転倒・転落	切擦・切れ	挟まれ	動作の反動	腰部捻挫等	虫刺され	交通事故	その他	合計
令和元年度	6件	0件	2件	10件	1件	0件	0件	2件	21件
平成30年度	2件	1件	1件	8件	0件	2件	0件	4件	18件
平成29年度	7件	1件	1件	6件	0件	0件	2件	7件	24件

*切擦・切れとは、擦り傷・切り傷 *認定結果により件数は変動する可能性がある。

(4) 安全衛生連絡会

部内の安全衛生に係る情報交換と、清掃事務所・事業所職員の安全・衛生に関する共通事項について、連絡・調整を行う。

- 構成員 環境清掃部長、部長指名委員、労働組合
- 開催 年4回

(5) 清掃事業自動車事故一覧表

ア 交通事故（走行時・作業運行時の事故件数）

(ア) 直営

配車先	令和元年度						平成30年度						平成29年度					
	有責		無責	合計	稼働台数	有責事故発生率	有責		無責	合計	稼働台数	有責事故発生率	有責		無責	合計	稼働台数	有責事故発生率
	人身	物損					人身	物損					人身	物損				
大森	0	2	0	2	3,732	0.054%	0	0	1	1	4,017	0.000%	0	1	0	1	3,720	0.027%
調布	0	1	0	1	4,043	0.025%	0	0	0	0	4,017	0.000%	0	1	0	1	4,030	0.025%
蒲田	1	4	2	7	4,665	0.107%	0	1	0	1	4,326	0.023%	0	0	3	3	4,650	0.000%
多摩川	0	0	0	0	622	0.000%	0	0	0	0	618	0.000%	0	0	0	0	620	0.000%
清掃事業課	0	0	0	0	622	0.000%	0	0	0	0	618	0.000%	0	0	0	0	620	0.000%
合計	1	7	2	10	13,684	0.058%	0	1	1	2	13,596	0.007%	0	2	3	5	13,640	0.015%

※稼働台数＝（事務所別配車台数＋各所軽小＋指導車等）×各年度の作業日

※多摩川、清掃事業課＝指導車

(イ) 雇上・資源・粗大

配車先	令和元年度						平成30年度						平成29年度					
	有責		無責	合計	稼働台数	有責事故発生率	有責		無責	合計	稼働台数	有責事故発生率	有責		無責	合計	稼働台数	有責事故発生率
	人身	物損					人身	物損					人身	物損				
大森	1	11	5	17	18,909	0.063%	1	10	8	19	18,798	0.059%	1	18	7	26	16,740	0.114%
調布	2	7	1	10	14,617	0.062%	1	4	7	12	14,214	0.035%	1	8	10	19	13,950	0.065%
蒲田	2	15	3	20	18,971	0.090%	2	14	6	22	18,849	0.085%	1	10	11	22	17,050	0.065%
清掃事業課	0	0	0	0	930	0.000%	0	0	0	0	924	0.000%	0	0	0	0	930	0.000%
合計	5	33	9	47	53,427	0.071%	4	28	21	53	52,785	0.061%	3	36	28	67	48,670	0.080%

※稼働台数＝（雇上車両及び資源回収車両の週平均配車台数÷6＝一日あたり配車台数）×各年度の作業日数

※小型家電回収車両は除く

※清掃事業課＝資源持ち去りパトロール車

※平成29年度からは、大森清掃事務所管内一部地域の可燃ごみ委託収集分を含む

※令和元年度からは、調布清掃事務所管内一部地域の可燃ごみ委託収集分を含む

(ウ) 合計

配車先	令和元年度						平成30年度						平成29年度					
	有責		無責	合計	稼働台数	有責事故発生率	有責		無責	合計	稼働台数	有責事故発生率	有責		無責	合計	稼働台数	有責事故発生率
	人身	物損					人身	物損					人身	物損				
大森	1	13	5	19	22,641	0.062%	1	10	9	20	22,815	0.048%	1	19	7	27	20,460	0.098%
調布	2	8	1	11	18,660	0.054%	1	4	7	12	18,231	0.027%	1	9	10	20	17,980	0.056%
蒲田	3	19	5	27	23,636	0.093%	2	15	6	23	23,175	0.073%	1	10	14	25	21,700	0.051%
多摩川	0	0	0	0	622	0.000%	0	0	0	0	618	0.000%	0	0	0	0	620	0.000%
清掃事業課	0	0	0	0	1,552	0.000%	0	0	0	0	1,542	0.000%	0	0	0	0	1,550	0.000%
合計	6	40	11	57	67,111	0.069%	4	29	22	55	66,381	0.050%	3	38	31	72	62,310	0.066%

イ 火災事故

年度	件数 発生 件数 (直営車)	発生原因別内訳(件)				
		スプレー缶等	ライター	たばこ	その他	不明・特定 できず
令和元年度	1(0)	0	1	0	0	0
平成30年度	2(0)	0	0	0	1	1
平成29年度	7(0)	5	1	0	1	0

注 発生原因が2つ以上と思われる事故は、主原因と思われるほうに分類した。

5 普及・啓発事業

(1) 啓発事業

○ 令和元年度参加イベント等

イベント名等	開催日	会 場	内 容
大田区子ども ガーデンパーティー	平成31年4月28日(日)	矢口会場	スケルトン車ごみ積み込み体験
夏休みバス見学会	令和元年8月6日(火)	(株)リーテム東京工場 大田清掃工場	回収品の分別行程見学
多摩川清掃工場 環境フェア2019	令和元年10月6日(日)	多摩川清掃工場	小型家電回収、スケルトン車 ごみ積み込み体験など
OTAふれあいフェスタ	令和元年11月2日(土) ～11月3日(日)	平和の森公園 緑のエリア	小型家電回収、スケルトン車 ごみ積み込み体験など
エコフェスタワンダーラ ンド	令和2年2月16日(日)	東六郷小学校	小型家電回収

(2) 広報活動(冊子・リーフレット等配布、アプリ配信)

○ 令和元年度実績

名 称	配布部数・ ダウンロード件数	配布場所
1 「資源とごみの分け方・出し方」 (転入者向け)	70,000部	特別出張所 戸籍住民課住民担当 清掃事務所等
「資源とごみの分け方・出し方」 外国語版(英語・中国語・ハングル・ タガログ語・ネパール語・ベトナム語)	随時庁内印刷	特別出張所 戸籍住民課住民担当 清掃事務所等
2 「年末年始の資源とごみ収集の お知らせ」	29,000部	町会回覧
3 小学校環境学習副読本 「みんなでごみを減らそうよ」	6,200部	区内小学校 清掃事務所等
4 「大田区清掃とリサイクル」	1,300部	清掃事務所等
5 「事業者の皆さんへ」	1,000部	清掃事務所等
6 「清掃だより」	年10回発行	地域力推進各地区委員会等
7 「大田区ごみ分別アプリ ～資源とごみを分別～」	8,095件 (累計20,564件)	スマートフォンアプリ にて配信中 ※ ¹

※¹平成29年11月導入

(3) 資源循環学習教室

小学校（主に4年生を対象に、総合学習の授業の中で実施）

○実績

管 轄	令和元年度		平成30年度		平成29年度	
	校数	人数	校数	人数	校数	人数
大森清掃事務所	10校	967人	10校	906人	9校	836人
調布清掃事務所	8校	812人	10校	918人	9校	897人
蒲田清掃事務所	10校	586人	9校	670人	12校	768人
計	28校	2,365人	29校	2,494人	30校	2,501人

(4) 児童館・保育園における環境学習

平成28年度より蒲田地区をモデルに開始し、平成29年度より実施地域を拡大。

○実績

管 轄	令和元年度		平成30年度		平成29年度	
	園数	人数	園数	人数	園数	人数
大森清掃事務所	8園1館	306人	3園0館	73人	1園1館	95人
調布清掃事務所	4園0館	135人	4園0館	142人	1園1館	80人
蒲田清掃事務所	4園0館	112人	3園0館	154人	2園2館	87人
計	16園1館	553人	10園0館	369人	4園4館	262人

(5) 出前講座

平成25年10月から自治会や町会など地域に出向いて実施。

○実績

管 轄	令和元年度	平成30年度	平成29年度
大森清掃事務所	2回	9回	9回
調布清掃事務所	7回	5回	9回
蒲田清掃事務所	1回	6回	9回
計	10回	20回	27回

6 大田区清掃・リサイクル協議会

〔設置目的〕

循環型都市大田区を目指し、区内におけるごみの減量化と資源の有効活用を図るため、大田区の清掃及びリサイクル事業について、関係者が協議するため平成13年1月に設置された。

〔委員構成〕

選出区分	人数
公募委員	4名以内
リサイクル活動団体	7名以内
リサイクル業界	3名以内
清掃環境廃棄物業界	3名以内
商業・工業等連合会	2名以内
資源店頭回収店等	3名以内
区議会常任委員会 環境清掃部所管委員長	1名
P T A代表	1名
合計	24名以内

〔主な協議項目〕

期	任 期	協議項目
第10期	令和元年7月 ～令和3年6月	【第1～3回】 循環型社会を目指して 1 ごみと資源の流れと分担 2 有用金属の資源化の取り組み 3 徹底した分別によるリサイクルの推進 4 普及・啓発事業
第9期	平成29年7月 ～令和元年6月	1 小型家電リサイクル事業の充実 2 不燃ごみの適正処理及び資源化事業の拡大実施 3 フードドライブ事業 4 ごみ減量及びリサイクルの普及啓発
第8期	平成27年7月 ～平成29年6月	1 大田区一般廃棄物処理基本計画 (計画期間 平成28年度～平成37年度) 2 資源回収品目の拡大(平成27年10月) 3 小型家電リサイクル事業の充実 4 不燃ごみ再資源化モデル事業の実施(平成28年4月)
第7期	平成25年7月 ～平成27年6月	1 小型家電リサイクル事業の実施(平成25年10月) 2 資源モデル回収事業の実施
第6期	平成23年7月 ～平成25年6月	1 資源モデル回収事業の実施(平成24年2月) 2 資源持ち去り防止対策

7 大田区災害廃棄物処理計画 令和2年3月策定

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、膨大な災害廃棄物の発生に加え、津波による処理の困難性が加わり、廃棄物処理や生活基盤の再建に多大な影響を及ぼしました。また、近年、自然災害が多発・激甚化しており、全国各地で大規模地震や集中豪雨等により膨大な災害廃棄物が発生しています。

このような状況を受け、首都直下地震をはじめとする非常災害に伴い発生する廃棄物について、処理体制を確保して適正に処理することにより、区民の生活環境の保全、公衆衛生上の支障を防止するとともに、早期の復旧、復興に資することを目的として、大田区災害廃棄物処理計画を策定しました。

8 台風19号（浸水被害）への対応

10月12日（土）本州に上陸し、東日本各地に甚大な被害を引き起こした令和元年台風19号は、区内各地に被害をもたらし、特に田園調布四・五丁目地域に大規模な浸水被害が発生しました。

各関係機関・庁内関係部局の協力のもと、各清掃事務所・事業所をはじめとして部内各課が一丸となり、粗大ごみ等の災害廃棄物の速やかな収集・運搬に取り組みました。

【田園調布四・五丁目の主な被害状況】

- 半壊 301 件、床上浸水 115 件、床下浸水 108 件、一部損壊 8 件・・・合計 532 件
- 廃棄物処理量・・・約 431 トン

【処理に要した経費】

○収集・運搬車両雇上経費（車両台数 延べ 149 台）	約 1,178 万円
○家電リサイクル廃棄処分経費	約 29 万円
○適正処理困難物処理委託経費	約 27 万円
○その他経費	約 13 万円
<hr/>	
○総 額	約 1,247 万円

なお、この災害廃棄物処理については、以下のとおり補助金の交付を受けました。

○国庫補助金	約 620 万円
○都区財政調整交付金	約 601 万円



丸子川庵谷橋付近（田園調布五丁目）

※交通規制を行い、安全確保しながら収集作業実施



粗大ごみ積替中継所（世田谷区玉堤一丁目）

※多摩川緑地広場管理公社の駐車場を使用

第4節 清掃事業関係資料

1 都区制度改革と清掃事業の区移管

(1) 都区制度改革と清掃事業の区移管の経緯

年 月	内 容
昭和22年4月	「地方自治法」が公布（同年5月施行）され、特別区は基礎的自治体と位置づけられ、原則として市と同一の権能がみとめられたが、清掃事業はそれまでどおり都が行った。
昭和27年8月	地方自治法が改正（同年9月施行）され、区長公選制の廃止など、特別区の自治権が大幅に制限され、都の内部的団体に位置づけられた。
昭和39年7月	地方自治法が改正（昭和40年4月施行）され、福祉事務所の事務の特別区へ委譲などが行われた。ごみの収集、運搬は特別区の実務とされたが、別に法律で定める日まで引き続き都の実務とされた。
昭和49年6月	地方自治法が改正（昭和50年4月施行）され、区長公選制の復活や保健所の事務の委譲、配属職員制度の廃止など特別区の権能が拡充されたが、特別区の性格はなお都の内部的団体にとどまった。
昭和61年2月	都区協議会で「都区制度改革の基本的方向」がとりまとめられ、特別区を基礎的自治体と位置づけ、一般廃棄物の収集・運搬に関する事務を特別区に移管すること等について都区で合意した。
平成6年9月	「都区制度改革に関するまとめ（協議案）」の都区合意がなされた。協議案は、特別区における清掃事業の実施にあたり、各区が一般廃棄物の収集、運搬、中間処理、最終処分すべての責任を負うことを原則とし、運営形態としては、①一般廃棄物の収集・運搬は各特別区が行うこと、②雇上車両について、歴史的経緯を踏まえ都における現行方式の継承を基本とすること、③可燃ごみの中間処理は、自区内に工場が整備されるまでの間、隣接区等と委託処理協定を結び処理する「地域処理」方式を採ること、④最終処分は都の設置管理する新海面処分場を使用すること、⑤不燃・粗大ごみの中間処理及びし尿の処理は、自治法に基づく「一部事務組合」による共同処理を行うこと、⑥自治法に基づく「協議会」を設置し、各区間や都との調整及び雇上車両関係の実務等を行うことなどとした。また、清掃事業の移管時期を平成12年4月とし、職員の身分取扱いについては、移管後、一定の派遣期間を経た後、特別区職員へ身分切替するなどとした。
平成10年5月	「地方自治法等の一部を改正する法律」が公布（平成12年4月施行）され、清掃事業をはじめとした住民に身近な事務を特別区に移管するとともに財政自主権を強化し、特別区を「基礎的地方公共団体」として位置づけることとなった。
平成10年10月	区長会において、収集・運搬は各特別区が直接実施すること、そのための車庫整備を確実にすること、可燃ごみの中間処理について自区内処理を原則としつつ平成17年度まで共同処理を行うことなどの基本方針が了承された。
平成10年12月	「移管後の清掃事業の運営形態」及び「職員の身分取扱い」についての基本的な考え方が都区及び労使で合意された。
平成11年3月	移管後の清掃事業の運営（共同処理の形態や都と特別区の役割分担等）及び職員の身分取扱いを内容とする「清掃事業の移管について」が都区で合意された。
平成12年4月	清掃事業が都から特別区に移管され、各区による清掃事業がスタートした。特別区の可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの中間処理、し尿の公共下水道への投入事業を共同で行う一部事務組合として、東京二十三区清掃一部事務組合が設立された。
平成15年11月	平成17年度末を目途に可燃ごみの中間処理の共同処理を廃止するとしての方針を転換し、特別区における中間処理は、平成18年4月以降も当分の間、東京二十三区清掃一部事務組合により共同処理する等の方針が区長会で了承された。
平成18年4月	平成18年4月、東京都からの派遣職員は区職員に身分切替され、清掃事業の移管が完了した。

(2) 移管後の清掃事業運営

ア 事業の運営形態

(ア) 収集・運搬は各特別区が実施する。

(イ) 「東京二十三区清掃一部事務組合」の設置

可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの中間処理及び、し尿の共同処理をするために23特別区を構成員として設置した。

(ウ) 「東京二十三区清掃協議会」の設置

各特別区間や清掃一部事務組合及び東京都と事業運営上の連絡調整を行うため「東京二十三区清掃協議会」を設置した。

(エ) 最終処分場について

東京都が特別区から委託を受けて埋め立て処分を行う。

(東京都が設置・管理する中央防波堤外側埋立処分場・新海面処分場)

イ 事業従事職員の人事制度

清掃事業の移管に伴う職員の身分取り扱いを概ね次のとおりとした。

(ア) 平成12年3月31日現在の清掃事業従事職員を対象とする。

(イ) 派遣期間は、平成12年4月1日から6年とする。

(ウ) 派遣期間中の勤務条件は、原則として東京都の勤務条件を適用

(エ) 平成18年3月31日現在、特別区に派遣されている清掃事業従事職員は、同年4月1日付けで、当該特別区へ身分切替する。 等

ウ 事業移管に伴う財産の取り扱い

清掃事業の用に供する財産は、原則として、事業運営主体となる特別区または、東京二十三区清掃一部事務組合に無償譲渡する。

エ 地域処理協定の考え方

東京二十三区清掃一部事務組規約附則第2項に「可燃ごみの処理については、平成17年度末を目途に関係特別区が協議し、関係特別区による当該事務の安定的処理体制の確立をもって、共同処理を廃止するものとする。」と規定した。

しかし、平成15年11月に方針を転換し、特別区における中間処理は、平成18年4月以降も当分の間、東京二十三区清掃一部事務組合により共同処理する等の方針が区長会で了承された。

(3) 清掃事業における役割分担

大田区	東京二十三区清掃一部事務組合	東京都
1 一般廃棄物処理計画の策定 2 ごみ、し尿の収集・運搬・中継作業 3 ごみの再利用、資源化の推進 4 分別収集計画の策定 5 容器包装廃棄物の分別収集の実施 6 大規模排出事業者等に対する排出指導 7 一般廃棄物処理業の許可及び指導 8 動物死体の処理（飼主等からの依頼分） 9 浄化槽の設置の届出及び指導 10 浄化槽清掃業の許可及び指導など	1 清掃工場等の整備・管理・運営 2 不燃ごみ・粗大ごみ処理施設の整備・管理・運営 3 し尿投入施設の整備・管理・運営 （上記3点は下記を含む） ・ 施設整備計画の策定 ・ 建設・建替・プラント更新、改造 ・ 焼却灰、スラグ等の輸送 ・ 清掃工場運営協議会の運営 ・ 発電、余熱利用 4 搬入調整 5 あわせ産廃の処理 など	1 循環型社会づくりの推進 2 区市町村の廃棄物処理に関する財政的・技術的援助 3 新海面処分場の設置・管理・運営 4 産業廃棄物に関する事務 5 一般廃棄物処理施設の届出及び許可・指導 など
東京二十三区清掃協議会（平成 18 年 4 月 1 日、平成 25 年 4 月 1 日清掃協議会規約改正）		
平成 17 年 3 月 31 日まで	平成 18 年 4 月 1 日から	平成 25 年 4 月 1 日から
1 一般廃棄物処理業、浄化槽清掃業の許可等に関わる事務（管理執行事務） 2 雇い上げ車両関係事務（管理執行事務） 3 清掃協議会部長会・課長会等各種会議の開催 4 各区等のごみ処理計画作成の調整など 5 廃棄物処理手数料に関する調整 6 大規模排出事業者に対する排出など	1 廃棄物の収集及び運搬に係る請負契約の締結に関する事務（管理執行事務） 2 前項の管理執行事務に関する連絡調整事務 ＊清掃協議会事務事業 62 項目のうち前記に関する事務 24 項目を除き、各区へ 15 項目、自主運営会議体（調整事務）へ 11 項目、清掃一組（専門性・継続性が求められる連絡調整事務）へ 11 項目移行、1 項目を廃止する事務事業分担の再編を行った。	1 廃棄物の収集及び運搬に係る請負契約の締結に関する事務（管理執行事務） 2 一般廃棄物処理業の許可に関する事務及び浄化槽清掃業の許可に関する事務（管理執行事務） 3 前項の管理執行事務に関する連絡調整事務

○ 東京二十三区清掃一部事務組合

可燃・不燃・粗大ごみの中間処理、し尿の下水道投入について 23 区が共同処理するために地方自治法第 284 条に基づき 23 特別区を構成団体として平成 12 年 4 月 1 日に設置された。

組織及び運営は、条例や予算及び基本方針を決定する議決機関と、業務を執行する執行機関があり、議決機関は各区の議長で構成される「清掃一部事務組合議会」、執行機関は各区長の互選による代表管理者 1 名、管理者が組合議会の同意を得て選任する副管理者 2 名と他職員により運営されている。

また、清掃一部事務組合には事務執行を監査する監査委員が 3 名置かれている。

○ 東京二十三区清掃協議会

清掃事業の円滑な運営のため、地方自治法第 252 条の 2 に基づき区間・都区間・清掃一部事務組合との連絡調整業務を行う清掃協議会を平成 12 年 4 月 1 日に設置した。区長、助役、清掃担当部長、担当課長を構成員とする各種会議の開催や廃棄物の収集運搬にかかる請負契約に関する事務の管理執行・連絡調整などを行ってきた。平成 18 年 4 月 1 日付で清掃協議会規約が改正され、清掃協議会の 62 事務事業が、清掃協議会、各区、自主運営会議体、清掃一部事務組合の事務に再編された。

また、平成 25 年 4 月 1 日付で清掃協議会規約が改正され、一般廃棄物処理業の許可に関する事務及び浄化槽清掃業の許可に関する事務が、各区事務から清掃協議会の管理執行事務となった。

(3) 清掃事業関連施設

令和2年4月1日現在

	施設名	種類	面積㎡
1	大森清掃事務所 大田区中央2-3-6 電話 3774-3811	敷地	968.63
		建物	1,747.52
2	大森清掃事務所大森西分室 大田区大森西1-13-2	敷地	1,069.04
		建物	760.99
3	調布清掃事務所 大田区田園調布本町32-12 電話 3721-7216	敷地	962.78
		建物	1,607.52
4	蒲田清掃事務所 大田区蒲田5-44-12 電話 3732-5545	敷地	598.27
		建物	1,545.82
5	蒲田清掃事務所糞谷粗大中継所 大田区羽田旭町9-6 電話 3745-1891	敷地	817.65
		建物	147.98
6	多摩川清掃事業所 大田区下丸子2-33-1 電話 3757-3871	建物（事務所）	1,052.77
		建物（洗車棟）	472.75
		建物（駐車場）	178.80
		建物（修理場）	367.84
		建物（物置）	29.05
		建物（ポンプ室）	11.35
7	京浜島中継所 大田区京浜島3-5-7 電話 3799-2215	敷地	3082.15
		建物	1,033.64



令和2年7月発行
大田区環境清掃部環境計画課
〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目13番14号
TEL 03-5744-1625 FAX 03-5744-1532

「環境清掃部事業概要」の表紙は使用済みコピー用紙を区役所内で再生して作成したものを
使用しています。